

女性と年金改革

「妻」の考慮から「子どもケア」の考慮へ――

お茶の水女子大学助教授 永瀬 伸子

はじめに

先般「女性とライフスタイルの変化に対応した年金の在り方に関する検討会（通称・女性と年金検討会）」の報告書がまとめられた。報告書は、①遺族年金における女性自身の拠出の尊重、②非正規労働者の年金加入の拡大、③離婚時の年金分割などを提言しており、大きい進展があつたと考える。ひとつ残されたのが第三号被保険者制度改革である。以下、報告書を参考して私案を含め論じたい。

一、女性の年金権・その理念と変遷

かつてベバリッシュは女性に夫を通じた間接的な所得保障を考えた。しかし女性の雇用就業が進む一方で、離婚の増加、長い老後の貧困、子供を持たない者が増加するにつれ、女性への配慮は形を変えつつある。ただし出産、育児を担う者は、（社会的な児童ケアが整備された国においてさえも）これを担わない者に比べれば就いて私案を含め論じたい。

生じる。しかし、新たな負担に対する給付が無いか薄く、制度の就業抑制効果が際立つ強いからである。「家計を支える正社員男性」を中心とした日本の被用者年金制度は、短時間働く者、時々働く者も含めて、支え手を増やす誘因構造が薄い。しかし非正規社員の働き方は若手男女を含めて広がりつつあり、例外的な働き方とは見なせなくなっている。女性に対する配慮は形を変える必要がある。米国では、女性は、高齢化の中での新しい年金制度の担い手として年金財政を改善する存在として捉えられている。

二、第一号被保険者と定額保険料の持つ世代間の逆進性

第三号問題は、第一号被保険者制度の定額負担の問題ともかかわる。定額負担の制度は、自営業がきわめて多い一九六一年当時、収入が特定しにくい自営業の特質に配慮しやむをえず選択されたと説明されている。この制度は現在、二千万人をカバーしているが、自営業主、家族従業者等はもはや七百万人程度である。雇用者は約五千三百万人いるが、被用者年金加入者（第二号被保険者）は三千八百万人、この数字は正規社員（三千六百万人）に近い。一千五百万人の非正規雇用就業者の多くは所得の多い少ないにかかわらず、第一号被保険者として事業主負担はなしに、定額の保険料納付義務を負う。一方で第三号被保険者のパートは所得がないものと見なされるところから出発する。

定額負担は低所得者に重い。一九九八年度では、七百六十万人が社会保険料を納めておらず年金権を削減される。一九八六年当時七千百円

業期間や稼得賃金が低くなるのが現状であり、一定の配慮が多くなされている。

古くからある形は、①夫の年金権からの妻名義（遺族を含む）の年金権の派生（日本の第三号被保険者制度もこれ）であるが、加えて、②夫婦間の年金権の分割、③離婚女性に対する考慮、④育児期間や子供数の考慮などがある。また一般的な再分配として、⑤低賃金・低所得者に対する考慮を大きくとり、これを中心に対応する国もある。

いずれの国も勤いた場合は、定率の年金保険料を賦課した上で給付に反映させる方向をとっている。これは年金制度の支え手になる誘因を高めるためにはどうしても必要な構造であろう。また、近年増えていくのは、社会連帯として国あるいは社会保険が「育児期間」を充分に年金上評価する仕組みである。期間や方法は国によって異なる。スウェーデンの四歳、ドイツの八歳、イギリス十六歳、カナダ七歳まで。このうちスウェーデンの四歳、ドイツの三歳、カナダの七歳までは、報酬比例年金の計算上、特に積極的に評価される一方、子供年齢にかかる配分を賦課される一方、子供年齢にかかる配分すべきものもあるとも思う。

四、短時間就業者の年金加入の条件整備

報告書は、通常の労働者と比べ労働時間が二分の一以上の者、所得六十五万円以上といった提案をたたき台に非正規社員に厚生年金加入の道を開く提案をしている。この変更は未婚者・離婚女性等には大きい福音となるだろう。非正規就業は、学生でない若者層（十五～二十四歳）の男性の五人に一人、女性の四人に一人まで広がっており、はじめて年金に出会う男女はずである。

定額負担に面食らい、拒否反応を起こしがちだが、制度が整えばこうした現状が改善されるはずである。

もつとも六十五万円の年収に対して八十万円の基礎年金、さらに報酬比例年金をも給付するべきとの意見もあり考慮を要する。ただし第三号被保険者制度をそのまま残せば、主婦の年金加入に魅力が薄まる。納付の見返りは（主婦

の基礎年金、さらに報酬比例年金をも給付する）のでは代替率が高すぎるから、基礎年金に限るべきとの意見もあり考慮を要する。ただし第三号被保険者制度をそのまま残せば、主婦の年金加入がすでに基礎年金分を保障するので）再分

二、第三号被保険者制度の問題

日本の第三号被保険者制度は、離婚女性や主婦の年金権を一定程度保障する役割を持つが、大きい批判も浴びている。これを働く女性と専業主婦との不公平の問題としてとらえる向きがあるが、それは一面的である。専業主婦に対する配慮は多かれ少なかれ諸外国にあるが、日本で特に問題視されるのは、第三号被保険者の資格が年収百三十万円までときわめて免除範囲が広く、またこの者が第一号被保険者、第二号被保険者に移るとき、きわめて不連続な負担がする方向が増えている。

りなく専業主婦を続ける妻への配慮は二種類の対応に分かれるようと思われる。基礎的な部分について、依然として「妻の配慮」を持つ国は少なくない。ただし日本と異なり、社会保険料納付者本人と比べると給付は半分程度と、妻自身的年金の積み上げを期待する国が多い。また二階、三階部分を持つ国では、夫婦間の年金権の差は、夫婦の分業選択の結果と見て、二分割する方向が増えている。

日本人口推計が出された。この新人口推計では、一九八五年生まれについて、子供を持たない者が三割と推計されている。うち生涯未婚は二割弱である。結婚しても子供を持たない世帯が一五%程度と推計されたことになる。子供一人の世帯も増加が予想されている。一般に、子育て負担をとらない方が夫婦の年金権は高くなることが多い。というのはその方が就業継続が出来、年金拠出が多くなるからである。

しかし次世代育成を担う者にペナルティを課

